



令和3年度

八幡市立 幼稚園・認定こども園

園児募集要項 (1号認定)



基本方針

一人ひとりを大切にし、健康な身体と豊かな心を育て、主体的に取り組む子どもを育成します。



保育内容

市立幼稚園、認定こども園では、子どもたちが楽しく充実した集団生活を送ることにより、様々な体験を通して、やさしい心や何ごとにも進んで取り組める意欲や態度を育て、人間形成の基礎となる力を身につけるようにします。

- (1) 健康で、安全な生活をするための基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培います。
- (2) いろいろな人々とのふれあいの中で、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培います。
- (3) 身近な自然環境への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- (4) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養います。
- (5) 多様な体験を通じて、豊かな感性を育て、創造性を豊かにします。

入園対象者

令和3年4月1日現在、市内に在住し住民登録をしている3歳、4歳、5歳の幼児

3歳児（平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ）

4歳児（平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ）

5歳児（平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ）

入園申込について

入園は毎月1日とします。

入園を希望される月の前々月21日から前月20日まで申し込んでください。



1. 保育時間

★ 幼稚園

午前保育：8時45分～11時30分 午後保育：8時45分～14時00分

3歳児：5月から週3回、9月から週4回の午後保育を実施

4・5歳児：年間週4回の午後保育を実施

★ 認定こども園

3歳児：8時45分～13時00分 4・5歳児：8時45分～14時30分

※ただし、入園当初、学期始め、学期末など幼児の実態や状況によって変わることがあります。

2. 預かり保育の実施

保護者の就労保障と子育て支援のため、保育終了後預かり保育を実施しています。

実施時間	保育終了～16時30分まで
実施日	保育実施日および夏季休業中（夏季休業中においては、実施日は別に定めます。）
預かり保育料	一時預かり保育： 30分100円、1時間150円 月極め保育： 月額3,500円

※認定こども園については、原則一時預かり保育のみの利用となります。

※施設等利用給付認定 2号認定を受けている方は、利用料が無償化の対象になります。（月額上限あり）

3. 休業日

- ・土、日、祝日
- ・夏休み：7月21日～8月31日
- ・冬休み：12月23日～1月6日
- ・春休み：3月25日～4月6日
（有都こども園は 3月25日～4月5日）



4. 特色ある市立幼稚園の取組

- ・小学校との交流および連携の推進
- ・未就園児とその親への園開放、園庭開放および子育て相談
- ・地域での世代間交流

5. 主な年間行事

一学期	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式 ・進級式 ・各種健康診断 ・園外保育（遠足） ・歯磨き指導 ・お楽しみ会 ・水遊びプール指導 ・交通安全教室 ・夏季保育 	二学期 <ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・芋掘り ・園外保育（遠足） ・餅つき ・クリスマス会 	三学期 <ul style="list-style-type: none"> ・発表会 ・交通安全教室 ・お別れ会 ・卒園式 ・修了式
毎月	避難訓練、保育参観、誕生会、園開放		

6. 費用

幼稚園・ こども園	保育料	無料
幼稚園のみ	諸費	月額 約1,500円
こども園のみ	給食費	月額 5,100円（内訳：主食費 600円、副食費 4,500円） ※うち副食費は一部の世帯を対象とした減免制度が設けられています。

7. 入園申込

入園申込書兼教育・保育給付認定申請書を保育・幼稚園課へ提出してください。

8. 入園内定

入園申込書兼教育・保育給付認定申請書を提出後、内定通知書および教育・保育給付認定証を発行します。内定後、事情により入園を辞退する場合は、必ず園または保育・幼稚園課まで連絡してください。

認定について

○教育・保育給付認定

幼稚園や認定こども園等の利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。申請に基づき、市が下記の3つの認定区分により認定を行い、教育・保育給付認定通知書を発行します。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
教育・保育給付認定 1号認定	満3歳児以上で、幼稚園等で教育を希望する子ども	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
教育・保育給付認定 2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする理由」に該当し保育園等で保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園（保育園部分）
教育・保育給付認定 3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする理由」に該当し保育園等で保育を必要とする子ども	

○施設等利用給付認定

「保育を必要とする理由」に該当する場合は、「施設等利用給付認定」を受けることで、以下の利用料が無償になります。「施設等利用給付認定」は別途申請が必要です。別紙 施設等利用給付認定申請要項を確認の上、申請書に必要書類を添付して提出してください。

認定区分	対象となる子ども	無償化の対象となる料金
施設等利用給付認定 1号認定	満3歳以上で私学助成対象の私立幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校（幼稚部）で教育を希望する子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・私学助成対象の私立幼稚園 ・国立大学附属幼稚園 ・特別支援学校（幼稚部） } の保育料 (月額上限あり)
施設等利用給付認定 2号認定	3歳児以上で「保育を必要とする理由」に該当し、幼稚園・認定こども等で保育を必要とする子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料 以下のいずれか低い額が月限度額になります。 ①月額11,300円※ ②利用日数 × 450円
施設等利用給付認定 3号認定	2歳児以下で、「保育を必要とする理由」に該当し、かつ住民税非課税世帯の幼稚園・認定こども等で保育を必要とする子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業 月額上限11,300円※ — 無償化の対象となる預かり保育利用料 ※3号認定は5,000円加算



9. 令和3年度募集

★ 幼稚園について

園名	所在地	電話番号
八幡幼稚園	八幡今田38	981-0180
八幡第三幼稚園	男山美桜17	982-8566
八幡第四幼稚園	男山松里1	982-2447
橋本幼稚園	橋本中ノ池尻15-1	982-0607

- ・園区は定めていませんので、希望される園に申し込んでください。
- ・欠員分募集いたします。
- ・八幡第二幼稚園は、平成31年4月1日より休園しています。

★ 認定こども園（教育・保育給付1号認定）について

園名	所在地	電話番号
有都こども園	内里北ノ口21-4	981-0873

- ・欠員分募集いたします。
- ・申込み状況により優先基準以外でも申込みいただけます。

*有都こども園の入園については下記のとおり優先基準が定められています。

- 前年度から有都こども園を継続利用する子ども
- 有都小学校校区内に居住している子ども
- 有都こども園に兄弟姉妹が入園している子ども



認定こども園とは 幼稚園、保育園と子育て支援の機能を併せ持った施設です。

■ 連絡・お問い合わせ先 ■

八幡市教育委員会 保育・幼稚園課 TEL: 075-983-1107
または 各園にお問い合わせください。

